

第 1 章

計画策定に当たっての基本的考え方

1 策定趣旨

(1) 背景と課題

横浜市では、かつての著しい産業型公害に対し、民間企業との公害防止協定の締結など、市民・事業者との連携に基づく先進的な取組により、大幅な改善を図ってきた。さらに、1986年3月には、都市・生活型公害の表面化や、快適環境に対する市民ニーズの高まりなどに対応するため、「横浜市環境管理計画—環境プラン21」を策定し、総合的な視点から環境問題の解決に取り組んできた。

しかし、今日なお、自動車公害など都市・生活型公害の改善が依然として課題となっており、廃棄物による環境負荷の増大、有害な化学物質による新たな環境汚染の懸念、身近な緑や水辺の減少により、生態系の多様性も失われつつある。さらに、エネルギーの大量消費に伴う地球の温暖化など地球環境問題への対応も重要な課題となっている。

このように複雑化・多様化する環境問題は、通常の社会経済活動や市民の日常生活からの環境への負荷の集積が主な要因となっており、その影響も、地球的規模の広がりと将来の世代に及ぶものとなっている。

今日の環境問題を解決するためには、市民一人ひとりが環境問題についての認識を深めるとともに、市・事業者・市民が連携して、これまでの経済システムやライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない、

うるおいとやすらぎのある都市を形成していくことが重要な課題となっている。

(2) 課題への対応

横浜市では、市政を取り巻く内外の急激な情勢変化に的確に対応するため、1993年12月に新総合計画「ゆめはま2010プラン」を策定し、その都市づくりの7つの目標の一つとして、「人と自然が共生するうるおいのある快適環境の街」を掲げ、環境の保全と創造を市政の重要な課題と位置づけている。そして、新たな視点に立った環境管理計画の策定を主要な施策として掲げた。

1995年3月には、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」（以下、「基本条例」という。）を制定し、公害防止対策はもとより、少負荷型・循環型都市の形成や地球規模の環境問題への対応など、広範な領域に及ぶ環境問題について、市・事業者・市民が一体となって環境の保全と創造に取り組むための基本理念と、各主体の責務、そして施策の基本方針とその総合的・効果的な展開方向を明らかにしている。

(3) 新たな環境管理計画の策定

新たな環境管理計画は、現行の環境管理計画策定以降に顕在化してきた新たな環境問題に的確に対応し、基本条例で定められた枠組のもと、環境政策の基本的な考え方と長期的な目標を示すとともに、環境保全施策の具体的な展開方向を明らかにし、市・事業者・市民が各自に求められる役割

に基づいて一体となって環境の保全と創造に取り組み、持続的発展ができる望ましい都市横浜を形成していくために策定するものである。

2 計画が目指す都市環境像

市・事業者・市民が一体となって環境の保全及び創造に積極的に取り組んでいくためには、望ましい都市環境のイメージを描き、それを共有化することが必要である。

そこで本計画では、今日の環境問題の解決が図られている望ましい都市横浜の姿として、以下に示す5つの都市のあり方（以下、「都市環境像」という。）を設定し、その実現を目指すものとする。

(1)都市・生活型公害などの改善が進められ、新たな環境汚染が未然に防止されている都市

公害防止対策や環境の監視・測定体制などの整備が行われ、産業型公害の防止はもとより、都市・生活型公害の改善がなされているとともに、人の健康や生活環境に被害を及ぼすおそれのある未規制の化学物質や、それらを含む廃棄物などによる環境汚染が未然に防止されている都市

(2)自然とふれあえる

うるおいとやすらぎのある都市

緑、水辺などの身近な自然環境が生態系への配慮の視点から、適正に保全・活用・

創造されているとともに、魅力ある都市空間が形成されているうるおいとやすらぎのある都市

(3)環境への負荷の少ない都市構造や循環型の社会システムが形成されている都市

環境への負荷をより低減する都市構造や、生産、流通、消費、廃棄といった社会経済活動のさまざまな段階において、環境への配慮が適切に行われるための社会システムが形成されている都市

(4)地球規模の環境問題に対し、地域からの取組が進められている都市

地球規模の環境問題に対する実践的な取組が地域レベルでなされるとともに、海外の諸都市との環境保全に関する国際的な連携が図られている都市

(5)環境の保全と創造の意識が高く、積極的な活動がなされている都市

市・事業者・市民の三者の相互協力に基づいて、環境問題に関する学習活動が活発に行われ、環境の保全と創造に向けた自主的な取組が積極的になされている都市

3 市・事業者・市民の役割

各主体は相互に協力しつつ、以下に示すそれぞれの役割を果たすことが必要である。

(1) 市の役割

市は、本計画に掲げた目標の実現に向けて施策の推進に積極的に取り組むとともに、市民・事業者の環境の保全・創造への取組が効果的になされるような施策や、市民・事業者との連携の促進に関する施策を実施するほか、消費者・事業者としての活動に關し、積極的に環境への配慮に努める。

また、広域的な取組を必要とする場合は国や他の地方公共団体との協力に基づき施策の推進に努めなければならない。

(2) 事業者の役割

事業者は、事業活動を行うに当たって、公害の防止、廃棄物の減量化・資源化及び適正処理、自然環境の適正な保全を行うこと、環境管理・監査制度の導入など環境保全に関わる自主的な取組や、自らの技術力を生かして事業活動における環境への負荷を軽減すること、そして、技術移転等による国際環境協力への貢献や、環境にやさしい製品・技術の開発やサービスの提供等により、市民の環境にやさしい日常生活の形成・定着の推進に努める。

(3) 市民の役割

市民は、人間と環境のかかわりについて

認識を深め、日常生活に起因する環境への負荷を低減するため、エネルギーの効率的利用やごみの排出量の抑制などにより、ライフスタイルを環境へ配慮したものへと転換するとともに、身近な環境をより良いものにしていく行動を自主的・積極的に行っていくよう努める。

4 計画の策定方針

(1) 目標とその達成のために

市が取り組むべき

施策・事業を示す計画

計画で目指すべき目標として「横浜市環境目標」を掲げ、その目標を達成するために市が取り組むべき施策・事業を具体的に示すとともに、その進捗状況が管理できるような計画とする。

(2) 三者一体となった取組を

推進する計画

本計画では、「横浜市環境目標」を達成するため、(1)の事業計画のほか、「市民・事業者に期待される行動」、「市と市民・事業者が連携して取り組む方策」を示し、市・事業者・市民の三者が一体となって環境の保全と創造に取り組むための計画とする。

(3) 開発事業等における

環境配慮の指針を示す計画

「横浜市開発事業等の計画の立案に係る環境面からの調整等に関する要綱」に基づ

く調整等（以下「事業調整システム」という。）を積極的に活用し、環境に配慮した街づくりを進めることが重要である。そこで、事業調整システムの運用の指針となり、環境に配慮した街づくりの推進に資するよう、開発事業の種別ごとに配慮事項を明らかにする「事業別配慮指針」と地域の環境特性に応じた配慮事項を明らかにする「地域別配慮指針」を示す計画とする。

(4) 計画の対象とする範囲

本計画は、基本条例第18条に基づき、先に掲げた都市環境像の実現を目指して策定するものであるので、

ア 市が取り組むべき施策・事業については、先に掲げた5つの都市環境像の実現に必要と考えられる次の表に掲げた施策・事業を対象とする。

基本方向	施策・事業の主な対象
公害対策の推進	大気環境、水環境、地盤環境、有害化学物質、騒音、振動
自然環境の保全及び快適環境の創造	水と緑にふれあえる街づくり、生物生息空間、都市景観
少負荷型・循環型都市の形成	少負荷型の都市づくり、産業廃棄物、一般廃棄物、建設発生土、エネルギーの効率的利用
地球環境保全対策の推進	地球温暖化、オゾン層保護、その他地球環境保全、環境分野における国際的連携

環境保全意識の向上及び自主活動の促進	環境教育・環境学習、市民・事業者の環境保全活動、市の環境保全行動
--------------------	----------------------------------

イ 開発事業等における環境配慮について
は、概ね次の表に掲げた項目を対象とする。

配慮項目	
生活環境 (公害等)	大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、超低周波音、電波障害、日照障害、風害、廃棄物等
自然環境	水象、緑・生物
社会文化	地域生活環境、景観、
環境	文化財等、災害（安全）、省資源・省エネルギー

※なお、災害（安全）については環境配慮の対象項目とするが、防災のための施策・事業については、「地域防災計画」として本市の総合的な取組が取りまとめられることから、本計画では取り上げないこととする。

(5) 計画期間

計画期間は、本計画が「ゆめはま2010プラン」に掲げられた施策として行うものであることから、1996年度から、2010年度までとする。